

西栗倉村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成 30 年 3 月

西栗倉村

目 次

1 章	計画の基本的事項	1
1.1	計画策定の背景	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.3	計画期間	3
1.4	対象とする事務事業の範囲	3
1.5	対象施設	4
1.6	対象とする温室効果ガス	5
2 章	温室効果ガス排出量の現状	6
2.1	温室効果ガス排出量の算定方法	6
2.2	温室効果ガス排出量の算定結果	7
2.3	エネルギー消費原単位	12
3 章	計画の目標	13
3.1	温室効果ガス排出量の削減目標	13
3.2	所属別の削減目標	14
4 章	目標達成に向けた取組	15
4.1	取組の基本方針	15
4.2	所属別の取組	16
5 章	推進体制	30
5.1	全庁的な推進体制	30
5.2	進捗管理	32



1 章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

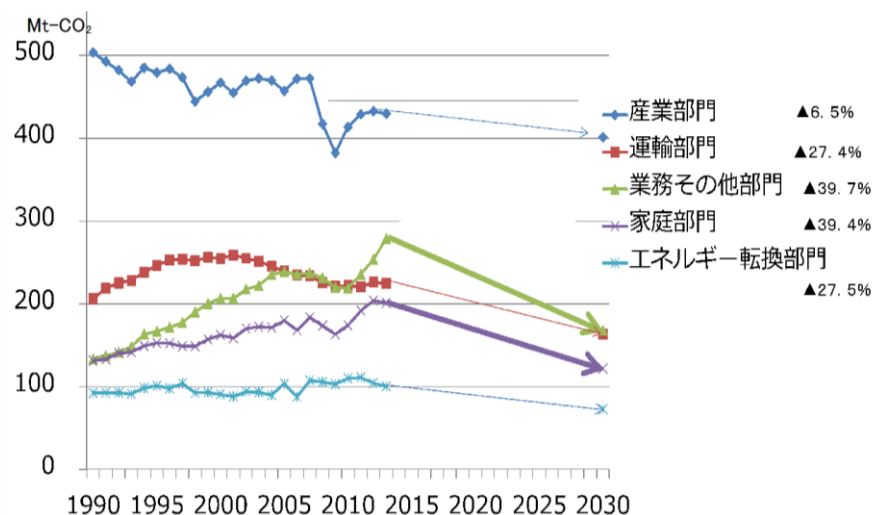
2013 年（平成 25 年）9 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書」によれば、19 世紀後半から 21 世紀前半にかけて、世界の平均地上気温の上昇（約 0.85℃）や平均海面水位の上昇（約 0.19m）、暑い日や大雨の頻度などの増加、氷河や積雪面積の減少など、様々な気候の変化が観測されており、人間活動が 20 世紀半ば以降観測された地球温暖化の主要な要因であった可能性が極めて高いとされています。

今後も地球温暖化が進めば、将来人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を生じる可能性があるため、地球温暖化の防止は人類共通の課題となっています。

日本は、2015 年（平成 27 年）7 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度（平成 42 年度）の温室効果ガス削減目標を、2013 年度（平成 25 年度）比で 26.0% 減とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。これをもとに、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「地球温暖化対策計画」が 2016 年（平成 28 年）5 月に閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013 年度（平成 25 年度）比で約 40% 減が目標とされており、全部門で最も厳しいものとなっています。

こうした状況を踏まえ、「業務その他部門」の温室効果ガス削減達成のために、行政が率先して温室効果ガスの排出の量の削減に取り組むことが重要です。



出典：我が国の目指す方向～約束草案の概要～（平成27年11月 環境省）

図- 1.1 約束草案における部門別削減率（2013 年度比）



1.2 計画の位置づけ

「西栗倉村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」といいます）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、西栗倉村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減に向けて、推進すべき取組について示すものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

本計画は、西栗倉村総合計画や西栗倉村環境モデル都市アクションプランなどの上位計画及びその他関連計画と整合性を図りながら、庁内における地球温暖化対策の取組を推進します。

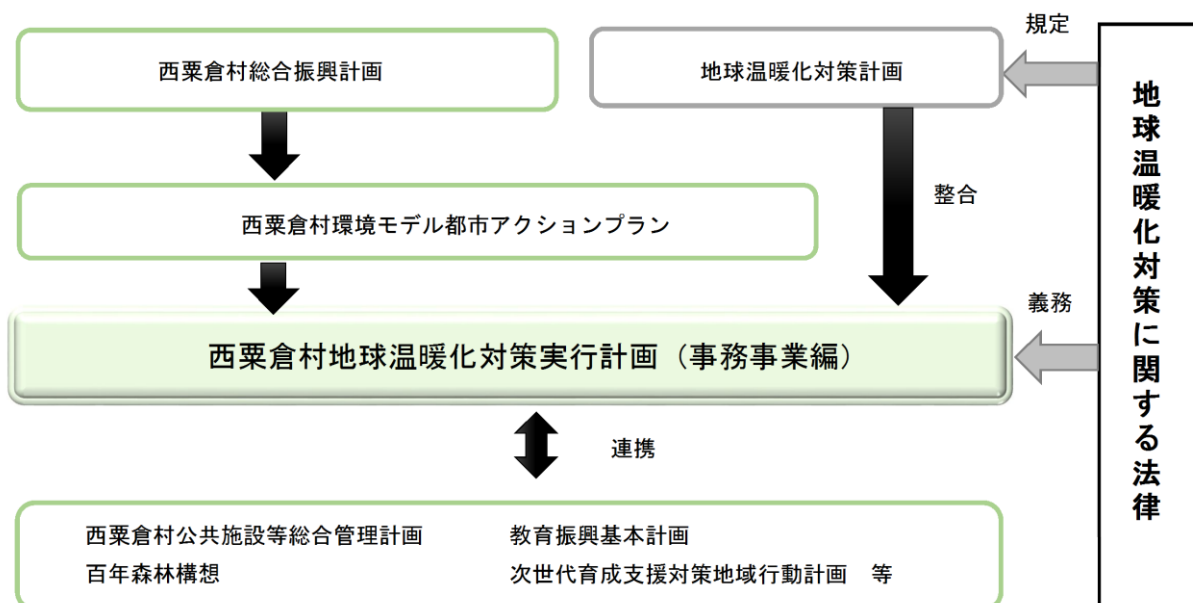


図- 1.2 計画の位置づけ



1.3 計画期間

本計画の計画期間は2013年度（平成25年度）から2021年度（平成33年度）までとします。また、2013年度（平成25年度）を温室効果ガス排出量の削減目標等を定める上での基準年度とし、2016年度（平成28年度）を温室効果ガス排出量算定の最新年度とします。

なお、本計画は社会情勢等を踏まえて、5年ごとに計画を見直します。

表1.1 計画期間

年度 計画	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
西栗倉村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	基準年度			最新年度					目標年度
	本計画の計画期間								

1.4 対象とする事務事業の範囲

本計画で対象とする事務事業の範囲は、本村が実施するすべての事務事業です。

- 指定管理者に施設の管理・運営を委託している場合であっても、施設の所有権は本村にあることから本計画の対象となります。そのため、指定管理者に対して、本村が行うものと同様の取組を実施するよう、要請するものとします。
- 指定管理者制度以外の民間業者に委託して行う公共事業は対象外とします。
- 来客の多い職場については、来客に配慮した取組を行うこととします。



1.5 対象施設

本計画の対象施設は、以下の図に示すとおりです。

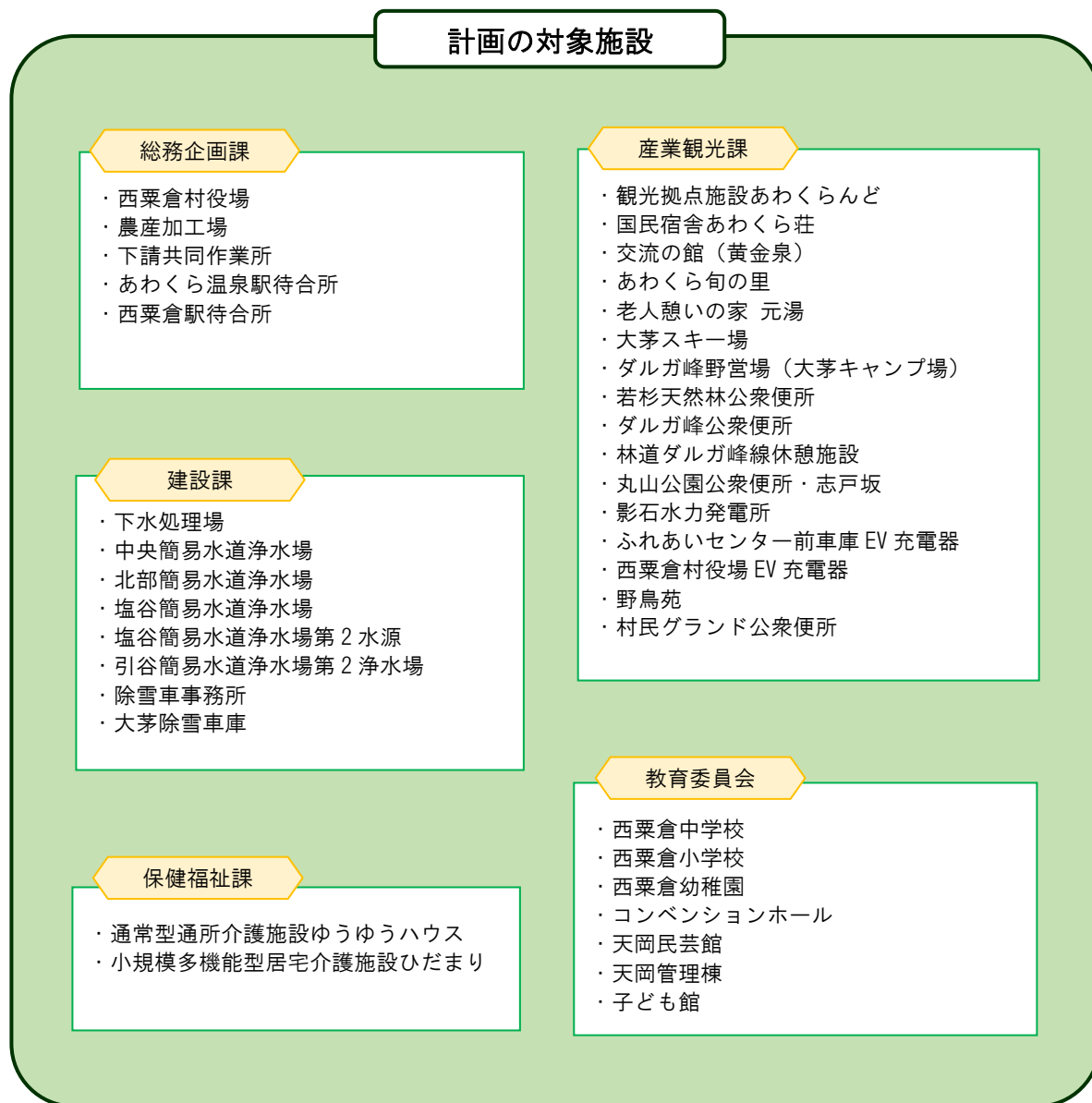


図1.1 対象施設



1.6 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する7種類のガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、本村の事務事業からの排出実績がないか、排出量の占める割合が微少のため対象外とします。

表1.2 計画の対象とする温室効果ガス

種類		主な発生源	本計画
二酸化炭素（CO ₂ ）		施設における軽油、LPG 等化石燃料の燃焼、電気の使用 自動車の走行に伴うガソリンの使用	対象
メタン（CH ₄ ）		燃料の燃焼、排水処理等	対象
一酸化二窒素（N ₂ O）		燃料の燃焼、家畜の飼養、化学肥料の利用、廃棄物の焼却、排水処理等	対象
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等としての使用	対象
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造に伴う使用	対象外
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気機械設備の絶縁やガス開閉装置の絶縁ガスとしての使用	対象外
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造に伴う使用	対象外



2 章 温室効果ガス排出量の現状

2.1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0」（環境省、平成29年3月）」に基づき、燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定しました。本計画の温室効果ガス排出量の算定に使用した排出係数、地球温暖化係数を以下に示します。

表-2.1 二酸化炭素の排出係数

項 目	排出係数
電気	0.518kg-CO ₂ /kWh
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00 kg-CO ₂ /kg

注）電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし、「電気事業者別のCO₂排出係数—2016年度実績—」（環境省）から引用。

その他の燃料の排出係数：「温対法施行令第3条」（平成27年4月1日改正）から引用

表-2.2 地球温暖化係数

項 目	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1430



2.2 温室効果ガス排出量の算定結果

1) 温室効果ガスの排出量

2016年度（平成28年度）の温室効果ガス総排出量は、2,040t-CO₂となっている。温室効果ガスの種類別にみると、二酸化炭素が最も多く、2,029t-CO₂となっており、次いでメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類となっています。

二酸化炭素は全体の99.5%を占めるため、特に二酸化炭素排出量について燃料種別排出量、所属別排出量等を算定しました。

表 2-1 温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガスの種類	単位 (t-CO ₂ eq.)	
	2016 年度	構成比
二酸化炭素(CO ₂)	2,029	99.5%
メタン(CH ₄)	8	0.4%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3	0.1%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1	0.04%
合計	2,040	100%

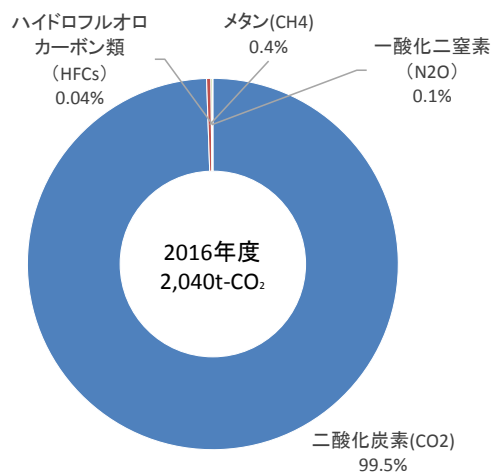


図 2-1 温室効果ガス排出量の構成比



2) 二酸化炭素排出量

(1) 燃料種別温室効果ガス排出量

2016年度（平成28年度）の二酸化炭素排出量は、2,029t-CO₂となり、2013年度（平成25年度）と比較して29%の減少となっています。

燃料種別の増減傾向をみると、灯油に起因する温室効果ガス排出量が31%減少している。これは、木質バイオマスボイラ等の再生可能エネルギーの導入により、灯油の消費量が減少したこと、電力排出係数が低減したことが影響していると考えられます。

表2.2 二酸化炭素排出量の推移

単位（t-CO ₂ ）			
温室効果ガス種類	【基準年度】 2013 年度	【最新年度】 2016 年度	増減率
電気	2,036	1,410	-31%
灯油	582	400	-31%
LPG	144	145	1%
ガソリン	44	39	-13%
軽油	45	35	-23%
合計	2,851	2,029	-29%

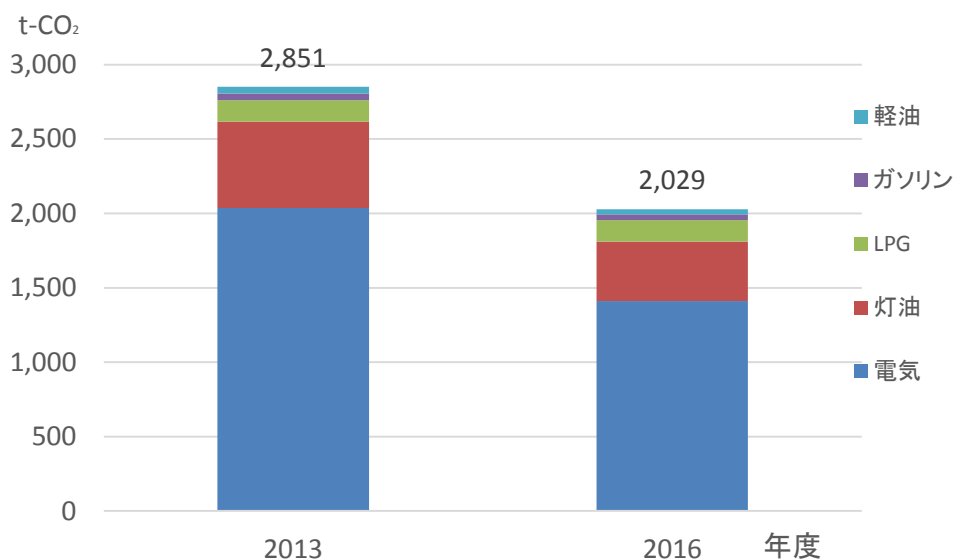


図2.2 二酸化炭素排出量の推移



(2) 温室効果ガス排出量構成比

2016年度（平成28年度）の燃料種別の二酸化炭素排出量構成比をみると、電気が最も多く、69%を占めている。次いで、灯油が20%、LPガス（LPG）が7%、ガソリンが2%、軽油が2%となっています。

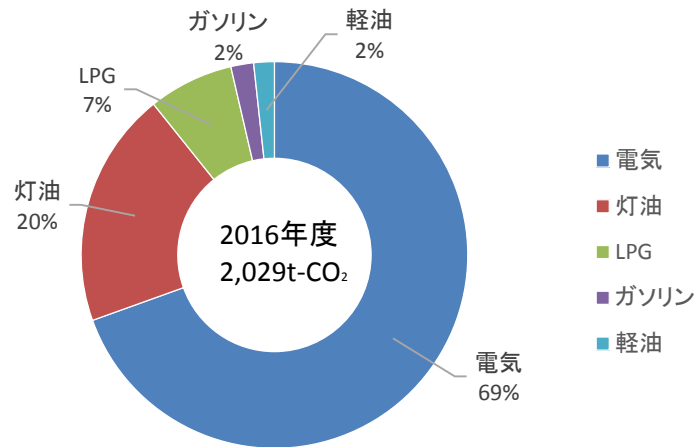


図2.3 燃料種別二酸化炭素排出量構成比

3) 所属別二酸化炭素排出量

(1) 二酸化炭素排出量の推移

所属別温室効果ガス排出量を以下に示します。すべての所属では、二酸化炭素排出量が減少しています。

表2.3 二酸化炭素排出量の推移

単位 (t-CO₂)

所属	【基準年度】 2013 年度	【最新年度】 2016 年度	増減率
教育委員会	164	141	-14%
建設課	403	222	-45%
産業観光課	55	38	-32%
総務企画課	83	58	-30%
保健福祉課	120	85	-30%
社会福祉協議会	132	91	-31%
指定管理者 (AGR)	1,804	1321	-27%
公用車等	106	72	-32%
合計	2,867	2,027	-29%

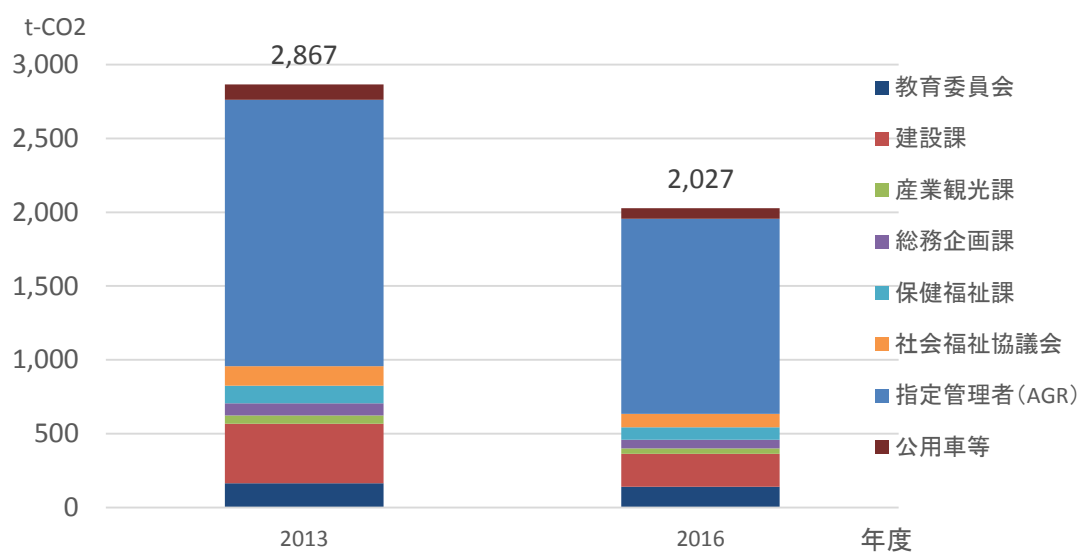


図2.4 二酸化炭素排出量の推移（所属別）

(2) 二酸化炭素排出量構成比

2016年度（平成28年度）の所属別の二酸化炭素排出量構成比をみると、指定管理者（AGR）課がもっとも多く、65%を占めており、次いで、建設課が11%、教育委員会が7%、保健福祉課が4%、社会福祉協議会が4%、公用車が4%となっています。

二酸化炭素排出量のほとんどが指定管理者施設（観光拠点施設あわくらんど、国民宿舎あわくら荘、交流の館（黄金泉）、あわくら旬の里）によるものとなっています。

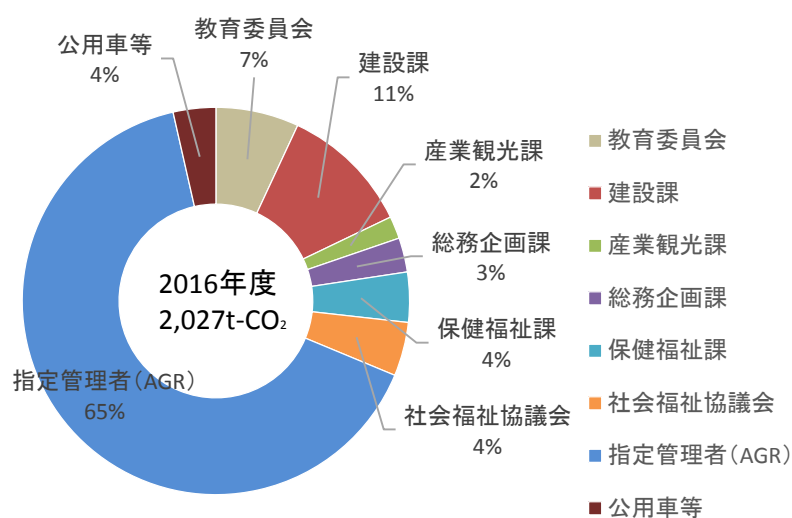


図2.5 二酸化炭素排出量の構成比（所属別）



4) 施設別二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量のうち上位 10 施設を以下に示す。最も排出量が多いのは、国民宿舎あわくら荘で、513t-CO₂ となっており、次いで、あわくら旬の里、観光拠点施設あわくらんど、交流の館（黄金泉）となっています。

上位 4 施設を指定管理施設が占めている。また、上位 10 施設の排出量で、事務事業全体の排出量の 92%を占めることから、これらの施設において省エネを進めていくことが重要です。

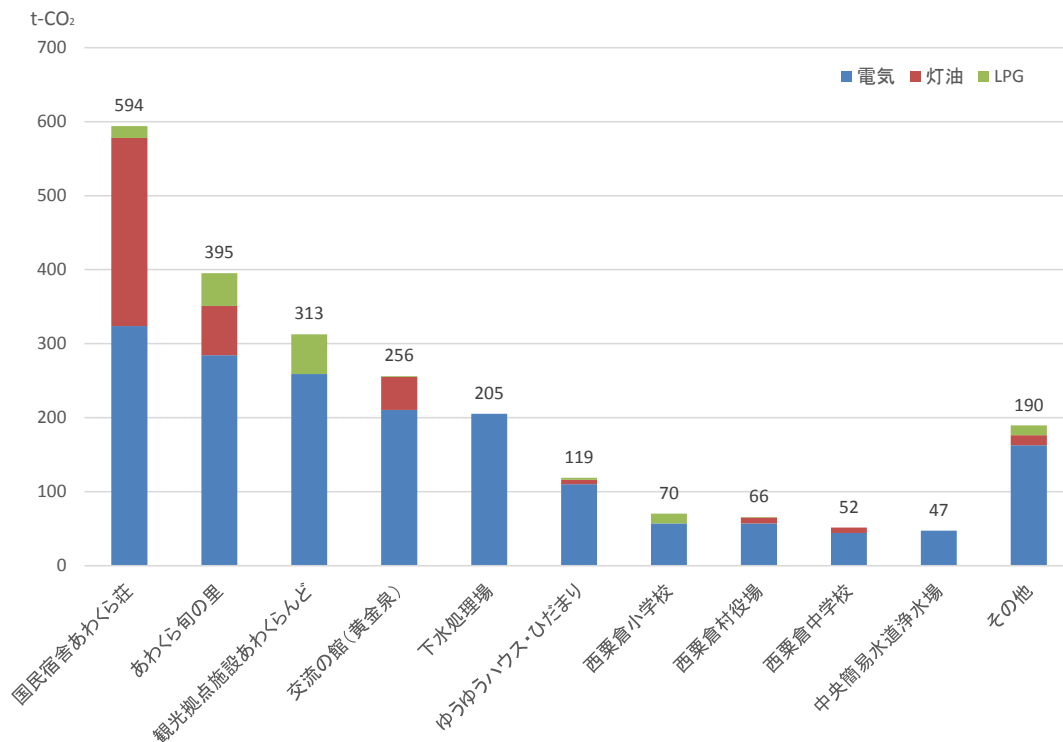


図2.6 施設別二酸化炭素排出量（上位 10 施設）（2016 年度）



2.3 エネルギー消費原単位

エネルギー削減効率の高い施設を選定するため、代表的な公共施設について、エネルギー消費量原単位（延床面積あたりのエネルギー消費量）とエネルギー消費量による分析を行いました。

施設の分類ごとにエネルギー消費特性は異なります。たとえば、他の施設分類と比較して上水道設備はエネルギー消費原単位が大きく、小学校・中学校はエネルギー消費原単位が小さくなる傾向にあります。

エネルギー消費原単位、エネルギー消費量がともに大きい施設（エネルギー削減効率の高い施設）として、あわくら旬の里、観光拠点施設あわくらんど、交流の館（黄金泉）、下水道処理場が挙げられます。

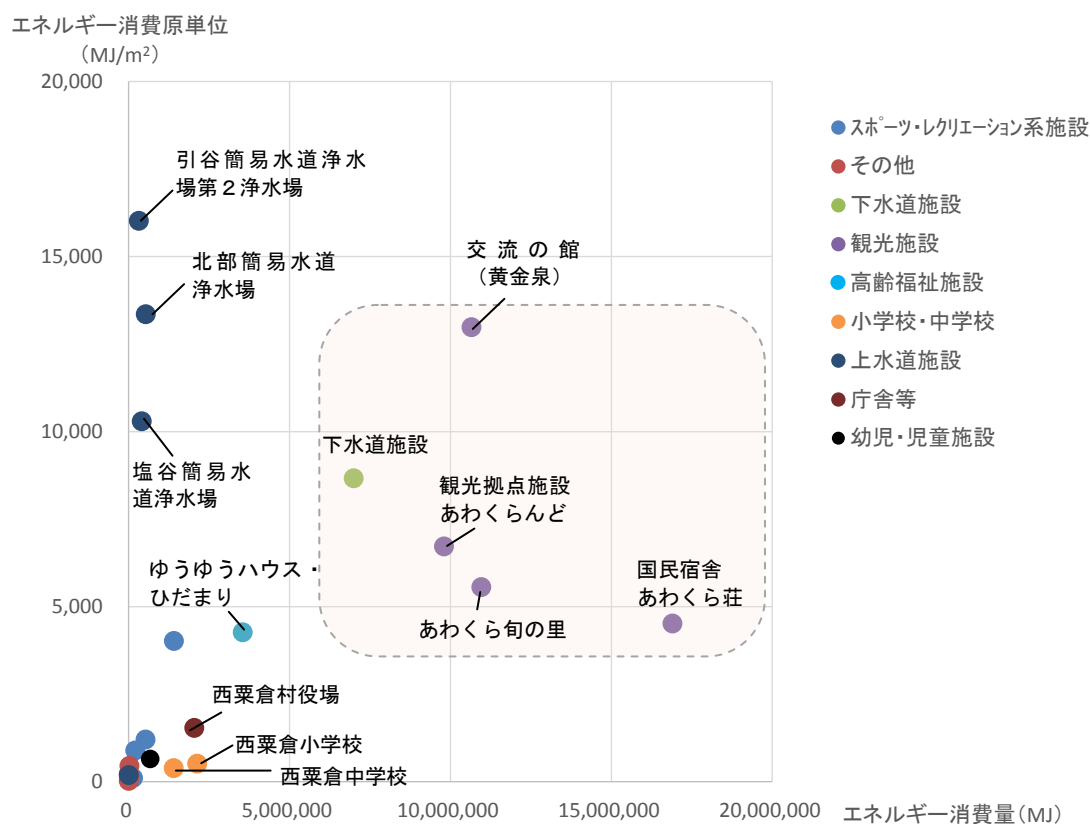
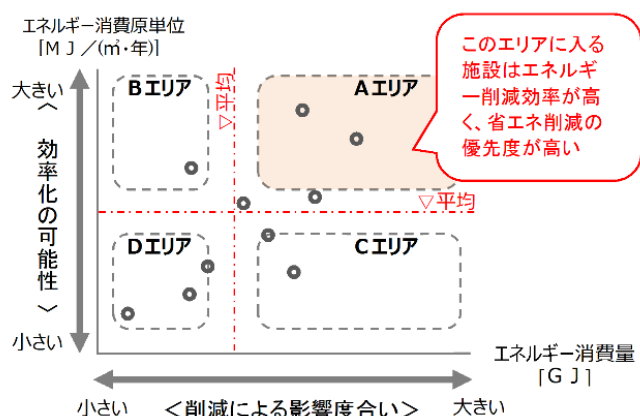


図2.7 施設別エネルギー消費原単位とエネルギー消費量（2016年度）



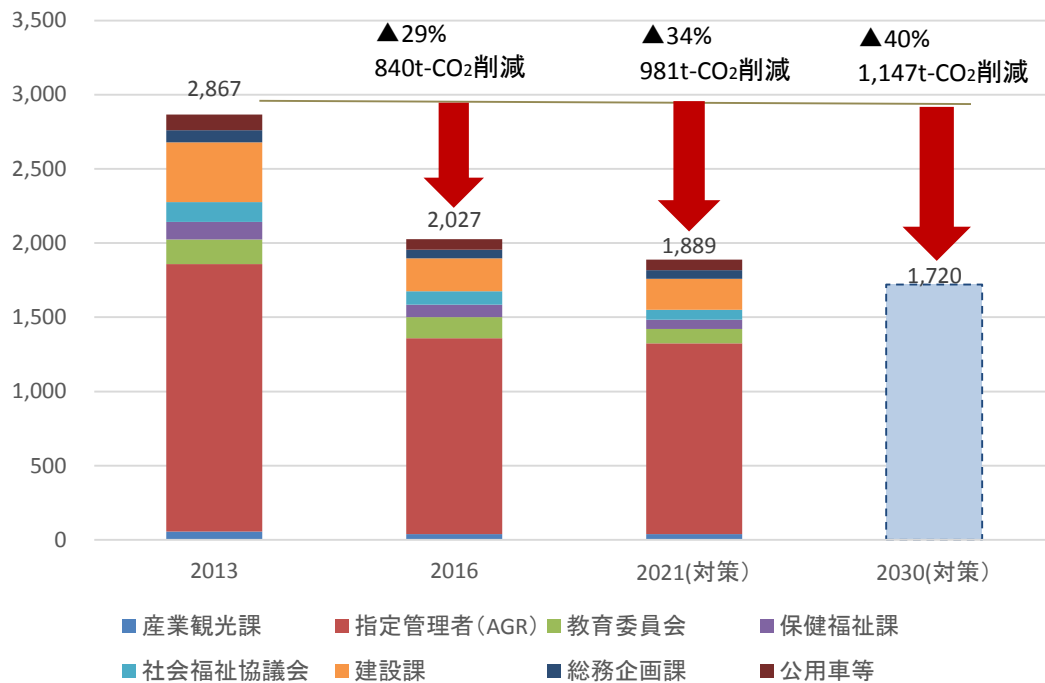
3 章 計画の目標

3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

再生可能エネルギーの導入、省エネ行動の率先等の温室効果ガス排出量削減のための取組を踏まえた本村の温室効果ガスの総排出削減目標を、次のとおり設定します。

2021 年度の温室効果ガス排出量の削減目標：

2013（平成 25）年度比で **34%削減**（981 t-CO₂ 削減）





3.2 所属別の削減目標

所属別の温室効果ガス削減目標を以下に示します。

表3.1 所属別の温室効果ガス削減目標

	2013年度	2016年度	2021年度 (BaU)	2021年度 (対策)	削減目標
産業観光課	55	38	38	38	-32%
指定管理者 (AGR)	1804	1321	1,321	1,286	-29%
教育委員会	164	141	149.9	96.7	-41%
保健福祉課	120	85	85	63	-48%
社会福祉協議 会	132	91	91	66	-53%
建設課	403	222	222	211	-48%
総務企画課	83	58	95	57	-31%
公用車等	106	72	72	72	-32%
合計	2,867	2,027	2,074	1,889	-34%



4 章 目標達成に向けた取組

4.1 取組の基本方針

本計画では、以下の3つの基本方針に基づき、地球温暖化対策を推進します。この基本方針に基づき、全ての西栗倉村の職員及び施設管理者が取組を進めます。

再生可能エネルギーの導入促進

- ・太陽光発電設備の導入
- ・木質バイオマスボイラ（薪ボイラ、地域熱供給システム）の導入
- ・小水力発電の導入 等

省エネ・省CO₂機器の導入促進

- ・高効率照明（LED照明）の導入
- ・高効率空調機器の導入
- ・高効率ポンプの導入 等

設備の運用改善・省エネ行動の推進

- ・照明の間引き、時間消灯の推進
- ・空調エアコンのフィルタ清掃
- ・空調エアコンの設定温度の適正化 など

基本方針 1

再生可能エネルギーの導入促進

基本方針 2

省エネ・省 CO₂ 機器の導入促進

基本方針 3

設備の運用改善・省エネ行動の推進

地球温暖化対策の推進

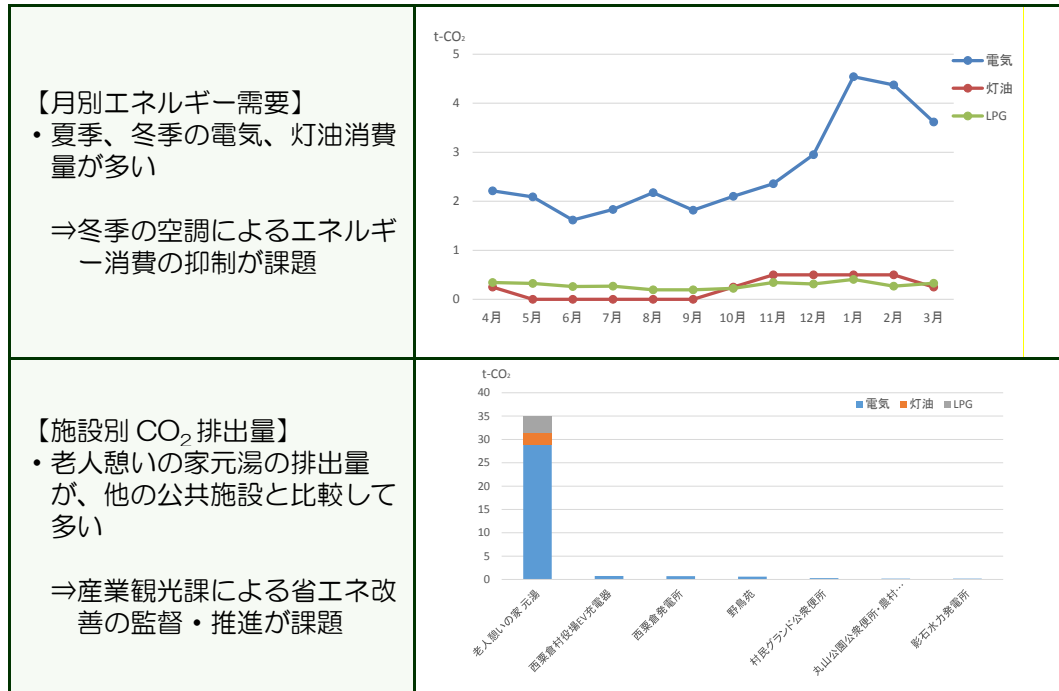


4.2 所属別の取組

1) 産業観光課

(1) エネルギー消費特性

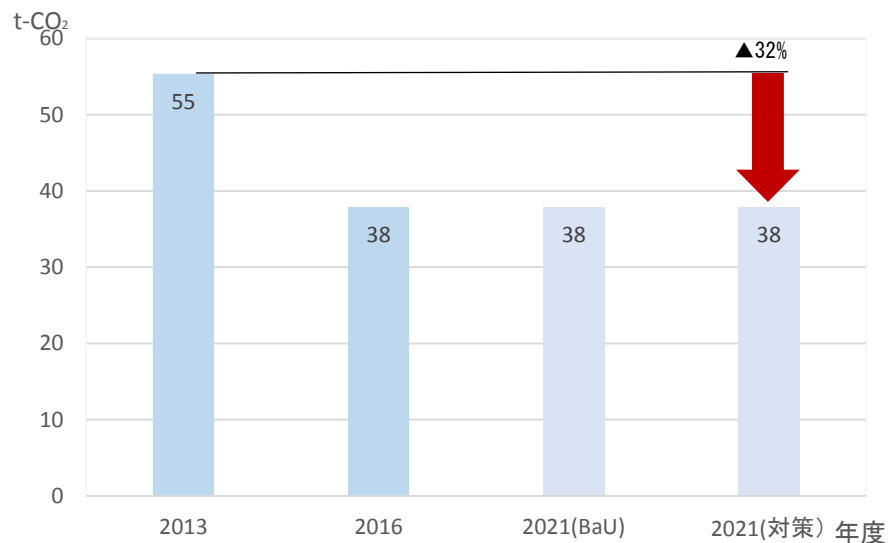
産業観光課におけるエネルギー消費特性を以下に示します。



(2) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

2021 年度における削減目標は、2013 年度比 32%削減となります。

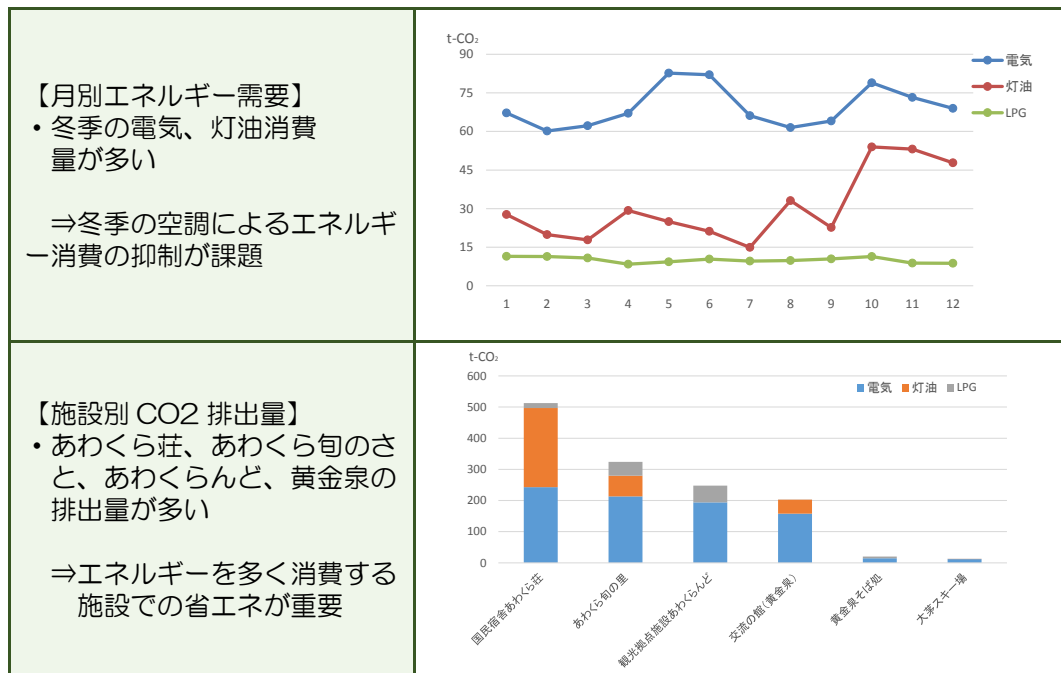




2) 指定管理者（AGR）

(1) エネルギー消費特性

指定管理者（AGR）におけるエネルギー消費特性を以下に示す。



(2) 温室効果ガス削減のための取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
木質バイオマスボイラ（薪ボイラ）の導入	あわくら温泉黄金泉	2014	340kW	198.5
	あわくら温泉元湯	2015	75kW	37.8
	国民宿舎あわくら荘	2016	270kW	142.8
太陽光発電設備の導入	あわくら旬の里	2015	20kW	14.5
	観光拠点施設あわくらんど	2016	20kW	14.5



薪ボイラ（黄金泉）



太陽光発電設備（あわくらんど）



② 省エネ・省CO₂機器の導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
水銀灯のLED化	あわくら旬の里	2019	1.65kW	3.9
	観光拠点施設あわくらんど	2019	2.2kW	12.0
照明のLED化	あわくら旬の里	2019	3.4kW	9.0
高効率空調機器 (ヒートポンプチ ラー)の導入	あわくら旬の里	2025	-	14.0

③ 設備の運用改善・省エネ行動の推進

取組	施設名	導入年度	導入 規模	削減量 (t-CO ₂)
日射調整フィルム 貼り（吹抜け部の 窓）	観光拠点施設あわくらんど	2021	-	1.7
エアコン室内機の フィルター清掃	観光拠点施設あわくらんど	2021	-	1.7
日射調整フィルム 貼り（吹抜け部の 窓）	あわくら旬の里	2021	-	1.7
冷温水発生機の出 口設定温度緩和	あわくら旬の里	2021	-	2.0
冷却水設定温度緩 和	あわくら旬の里	2021	-	2.0

(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

指定管理者（AGR）における 2017 年度から 2021 年度までの取組による削減量は、35t-CO₂となりました。

2013 年度から 2016 年度までに実施された木質バイオマスボイラ等の導入とあわせると、2021 年度における削減目標は、2013 年度比 29%削減となりました。

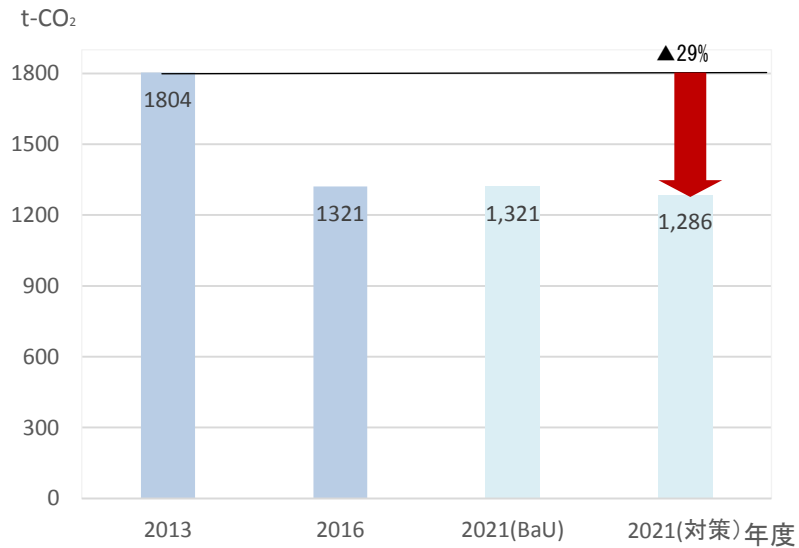
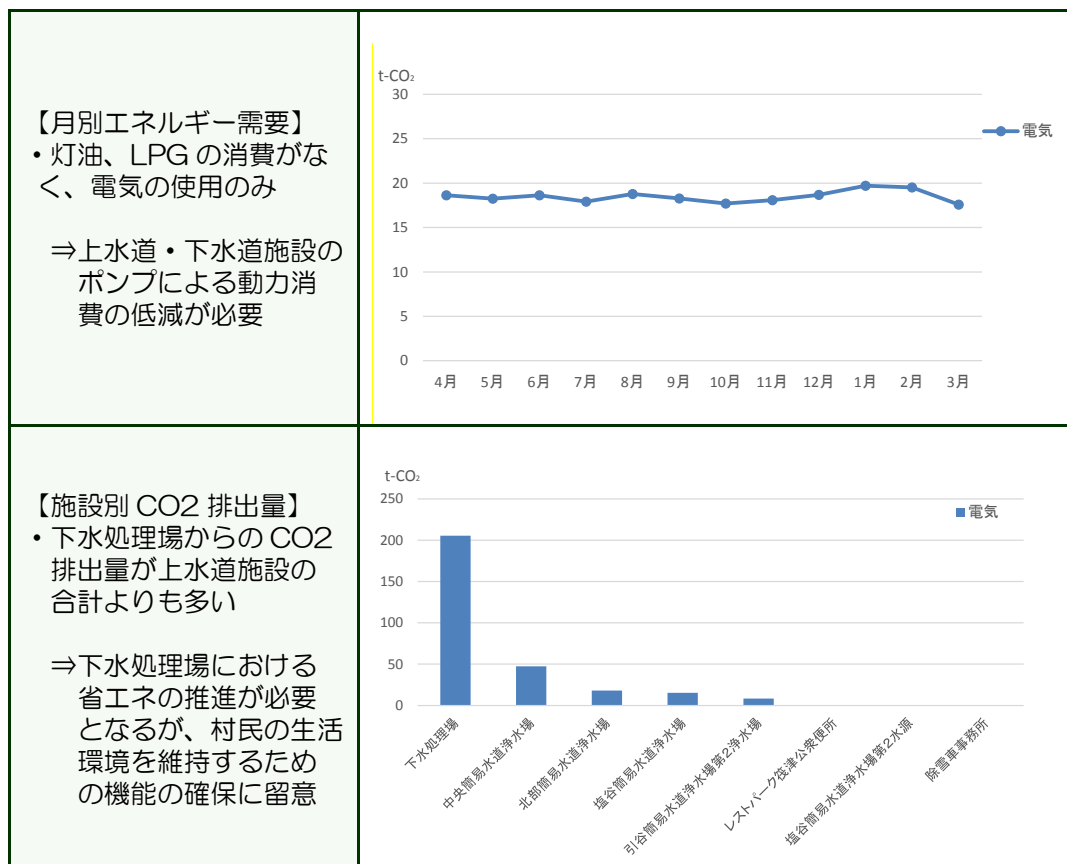


図4-1 指定管理者（AGR）の削減目標

3) 建設課

(1) エネルギー消費特性

建設課のエネルギー消費特性を以下に示します。





(2) 温室効果ガス削減のための取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

浄水場、処理場等の配管余剰圧力の利用した小水力発電の設置可能性について検討します。

② 省エネ・省CO₂機器の導入促進

浄水場、処理場等のポンプの更新時期に合わせ、ポンプの高効率化、インバータの導入を検討します。下水処理工程においてエネルギー消費の多くを送風機について、省エネ型の機器の導入を検討します。

③ 設備の運用改善・省エネ行動の推進

下水道施設における設備（水処理工程、汚泥処理工程等）の使用実態を把握した上で、効率化・適正化に向けて運転方法の見直しを検討します。

(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

建設課における2017年度から2021年度までの取組による削減量は、運用改善を主体として年間約5%程度の削減が進むと仮定すると211t-CO₂となり、2021年度における削減目標は2013年度比で30%削減となります。

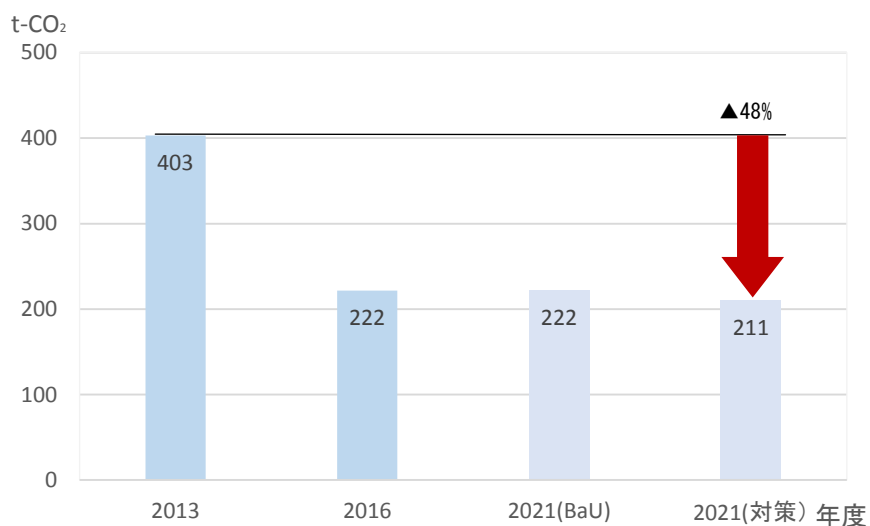


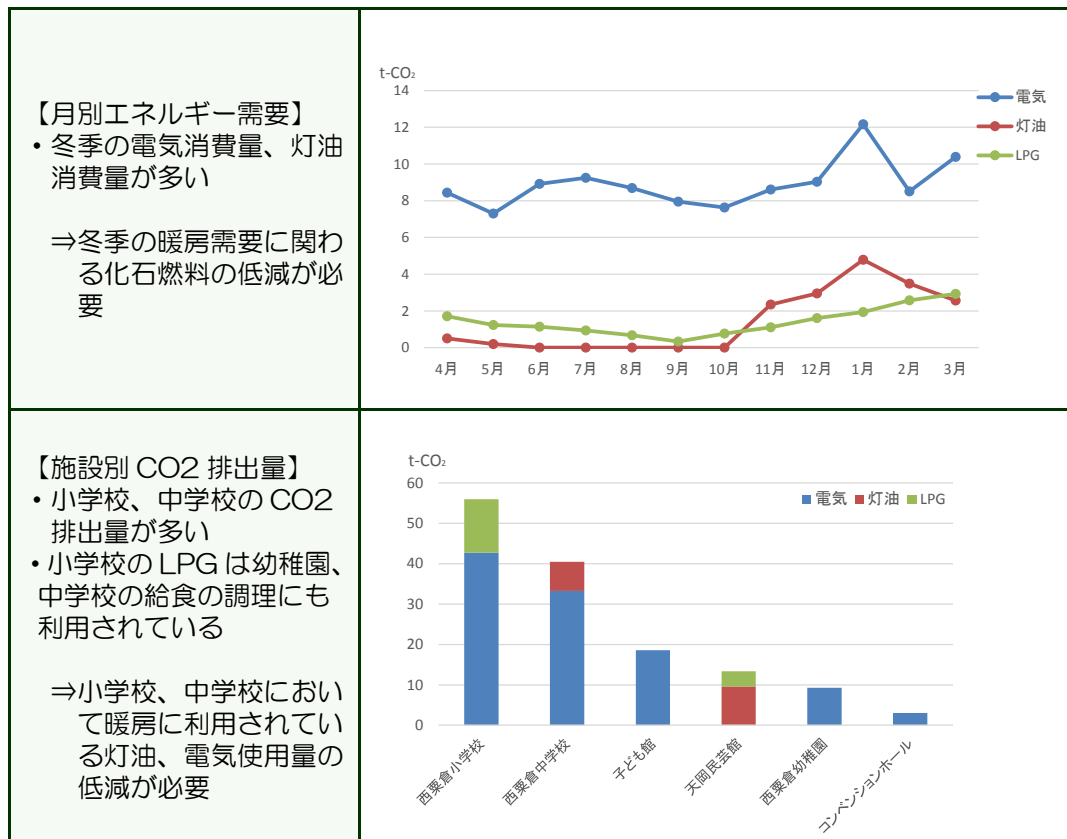
図4.2 建設課の削減目標



4) 教育委員会

(1) エネルギー消費特性

教育委員会のエネルギー消費特性を以下に示します。



(2) 温室効果ガス削減のための取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
木質バイオマスを利用した地域熱供給システムの導入	西栗倉小学校	2019	85kW	17.1
	西栗倉中学校	2019	85kW	16.9



出典：西栗倉村資料

図 4-3 地域熱供給システムの系統図

② 省エネ・省CO2機器の導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO2)
LED 照明の導入	西栗倉中学校	2019	6.3kW	9.9
体育館照明のLED化	西栗倉中学校	2019	2.9kW	2.9
プール循環ポンプのインバータ導入	西栗倉小学校	2019	7.5kW	2.0
エアコン室内機のフィルター清掃	西栗倉小学校	2019	-	0.7



③ 設備の運用改善・省エネ行動の推進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
エアコン室内機の フィルター清掃	西栗倉小学校	2019	-	0.7

(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）は、子育て支援施設の新設により9t-CO₂増と設定しました。

教育委員会における2017年度から2021年度までの取組による削減量は、67t-CO₂となり、2021年度における削減目標は、2013年度比で41%削減となります。

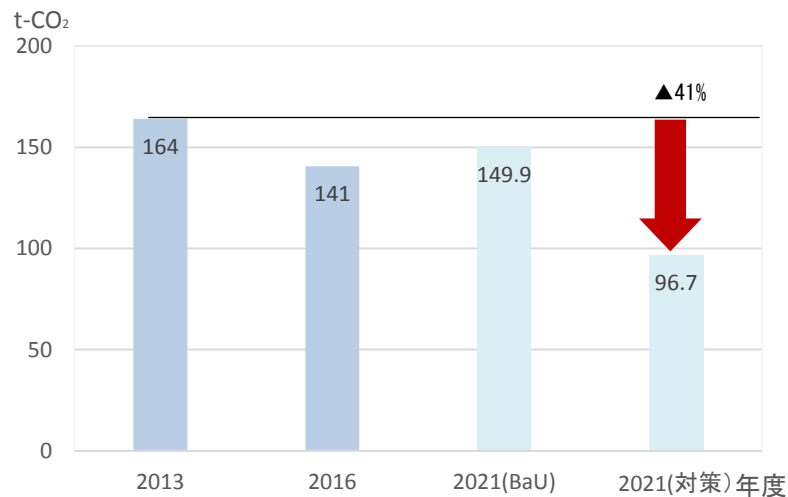


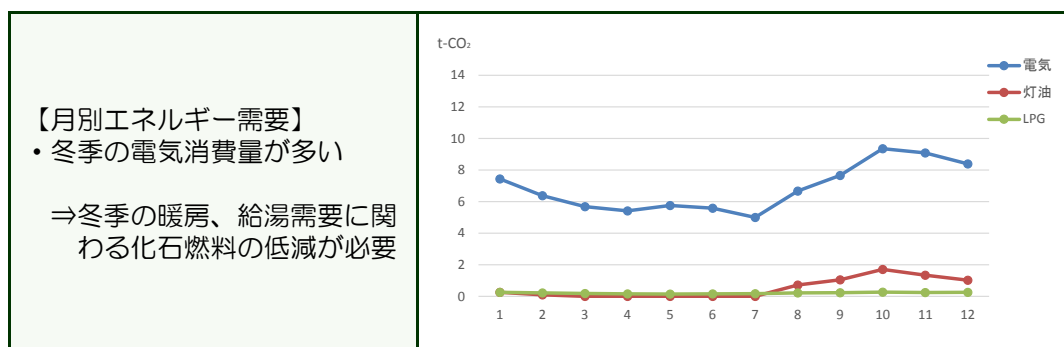
図4.4 教育委員会の削減目標



5) 社会福祉協議会

(1) エネルギー消費特性

社会福祉協議会のエネルギー消費特性を以下に示します。主要な施設として、ゆうゆうハウス・ひだまりが挙げられます。



(2) 温室効果ガス削減のための取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
木質バイオマスを利用した地域熱供給システムの導入	ゆうゆうハウス・ひだまり	2020	232kW	14.1

② 省エネ・省CO2機器の導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
LED 照明の導入	ゆうゆうハウス・ひだまり	2019	20.8kW	11.2



(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

地域福祉協議会における2017年度から2021年度までの取組による削減量は、25t-CO₂となりました。

2013年度から2016年度までに実施された太陽光発電設備の導入とあわせると、2021年度における削減目標は、2013年度比50%削減となります。

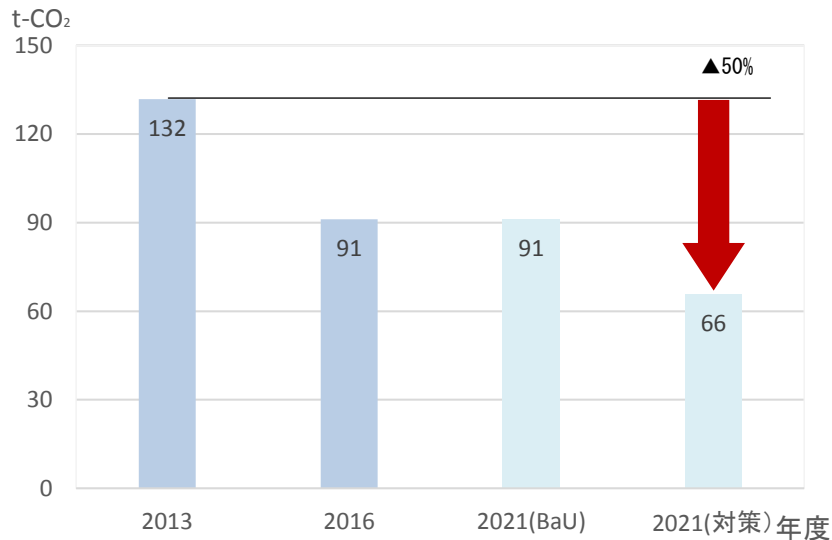
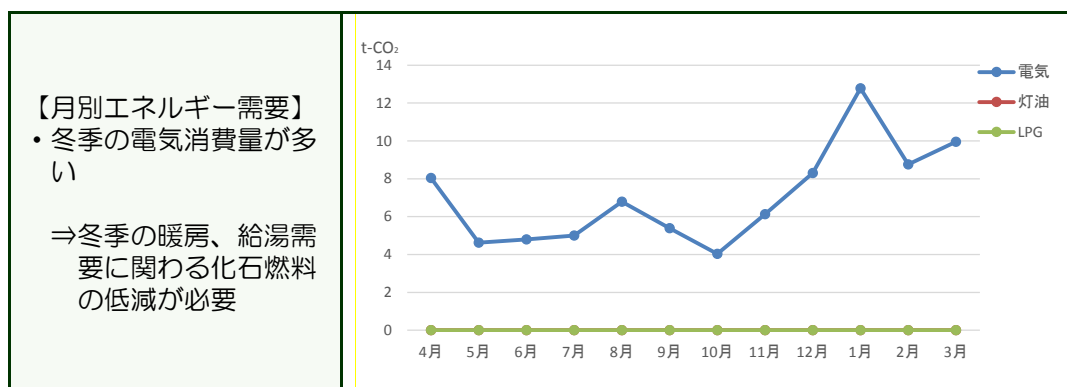


図4.5 社会福祉協議会の削減目標

6) 保健福祉課

(1) エネルギー消費特性

保健福祉課のエネルギー消費特性を以下に示します。





(2) 温室効果ガス削減のための取組

③ 再生可能エネルギーの導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電の導入	保健センター・診療所	2016	15kW	10.9
木質バイオマスを利用した地域熱供給システムの導入	保健センター・診療所	2019	-	9.9

(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

2021年度における削減目標は、2013年度比48%削減となります。

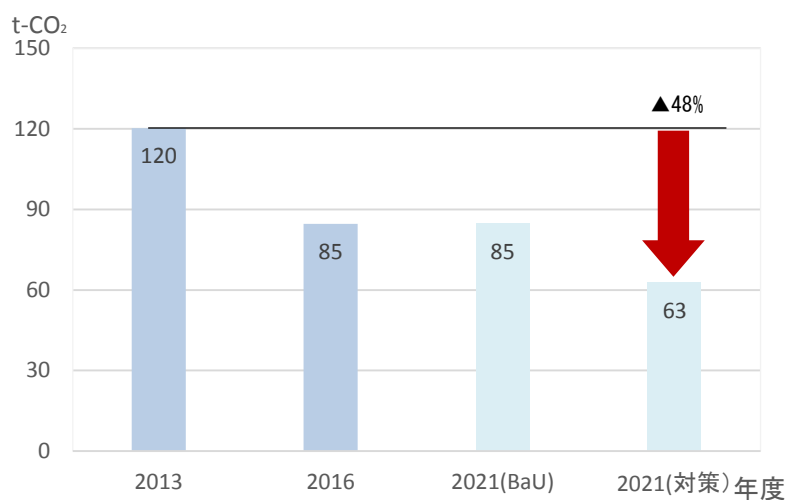


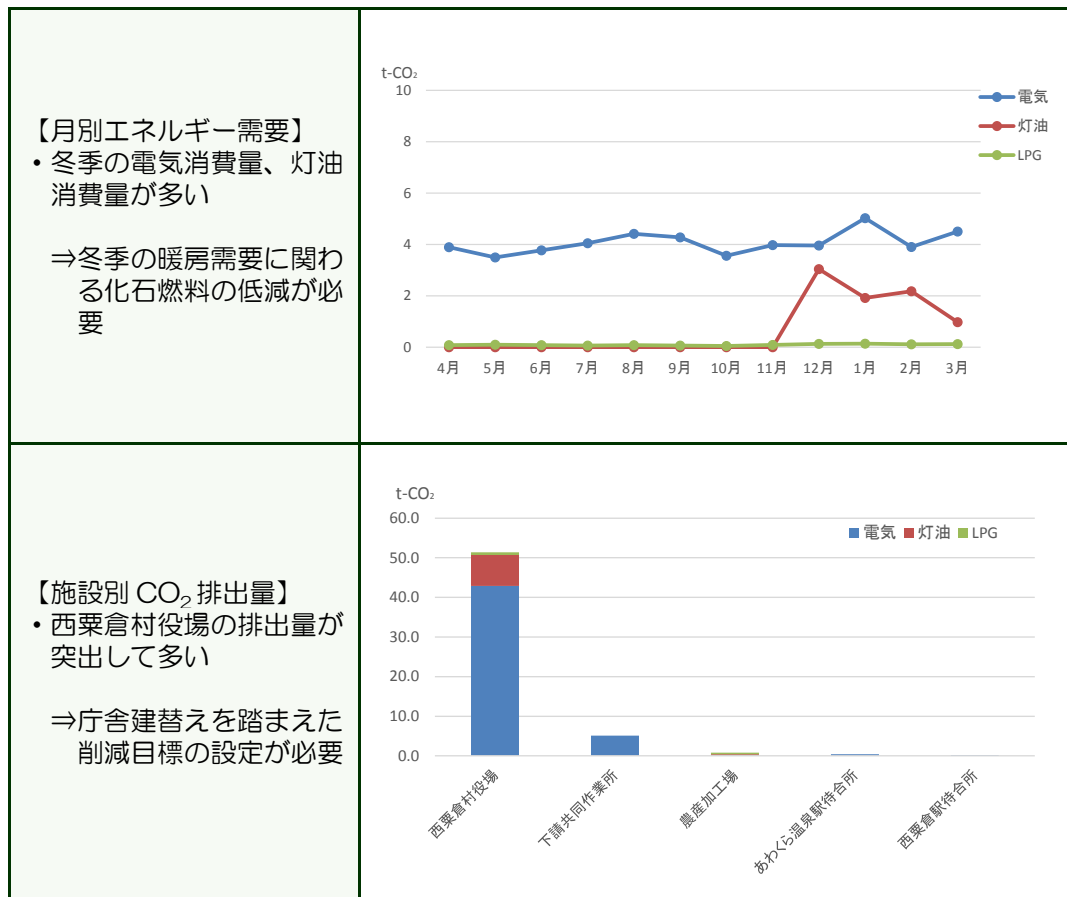
図4.6 保健福祉課の削減目標



7) 総務企画課

(1) エネルギー消費特性

総務企画課のエネルギー消費特性を以下に示します。



(2) 温室効果ガス削減のための取組

① 再生可能エネルギーの導入促進

取組	施設名	導入年度	導入規模	削減量 (t-CO ₂)
木質バイオマスを利用した地域熱供給システムの導入	西栗倉村役場庁舎（新築）	2021	—	38



(3) 削減目標

取組を行わなかった場合の将来の排出量（現状すう勢ケース）が現状から変化しないと仮定し、取組を実施した場合の削減量（対策ケース）を算定して目標を設定しました。

総務企画課における2017年度から2021年度までの取組による削減量は、38t-CO₂となりました。

2013年度から2016年度までに実施された太陽光発電設備の導入とあわせると、2021年度における削減目標は、2013年度比31%削減となります。

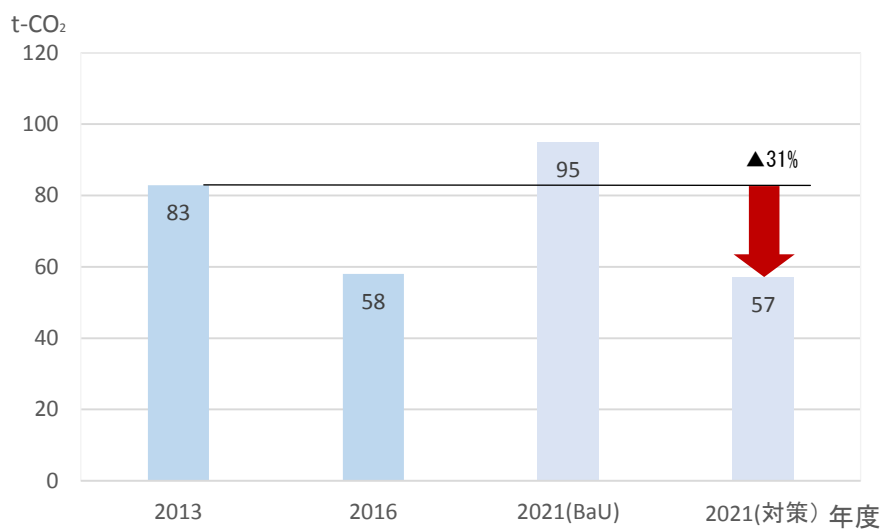


図4.7 総務企画課の削減目標



8) その他の所管課

削減目標を設定していない所属においても、省エネ・省CO₂機器の導入や省エネ行動を率先して実践していきます。

取 組		内 容
再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電等の導入	施設の改修や新築の際には、太陽光発電設備、木質バイオマス熱利用設備等の導入について検討します。
省エネ・省CO ₂ 機器の導入促進	施設の建設時・改修時の配慮	- 公共建築物の建設にあたっては、省エネ、省資源など環境保全の模範となるような設計に努めます。 「建築材料等に係るトップランナー制度」に基づき、断熱材や複層ガラス、遮光フィルムなど断熱性の高い建具の使用に努めます。
	高効率機器の導入（空調、給湯、照明）	設備更新の際には、高効率な空調機、給湯機、照明の導入に努めます。
	高効率ポンプの導入（ポンプ）	設備更新の際には、ポンプのインバータ制御など、省エネルギー化に努めます。
	次世代自動車の導入	公用車への次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）の導入を推進します。
設備の運用改善・省エネ行動の推進	照明利用時の配慮	- 昼休み時間の消灯 - 窓際照明の消灯 - 残業の際の不必要な照明の消灯 - 会議室利用後の消灯 - 照明器具の定期的な清掃 - 最終退出者による消灯 - トイレ、廊下、階段等での自然光の活用 - トイレ照明等へのセンサー式自動スイッチの導入
	自動車走行時の配慮	- 不必要なアイドリング、空ふかしを抑制します。 - 急発進、急加速を抑制します。 - バスの走行ルート合理化を検討します。 - 経済走行（一般道40～60km/h、高速道80km/h）に努めます。 - タイヤ空気圧を適正化します。 - 公共交通機関を活用します。



5 章 推進体制

5.1 全庁的な推進体制

プロジェクトの着実な推進を行うため、プロジェクト検討委員会を定期に実施し、CO₂排出削減のための計画の立案とその実施、評価と課題解決のサイクルを確立します。

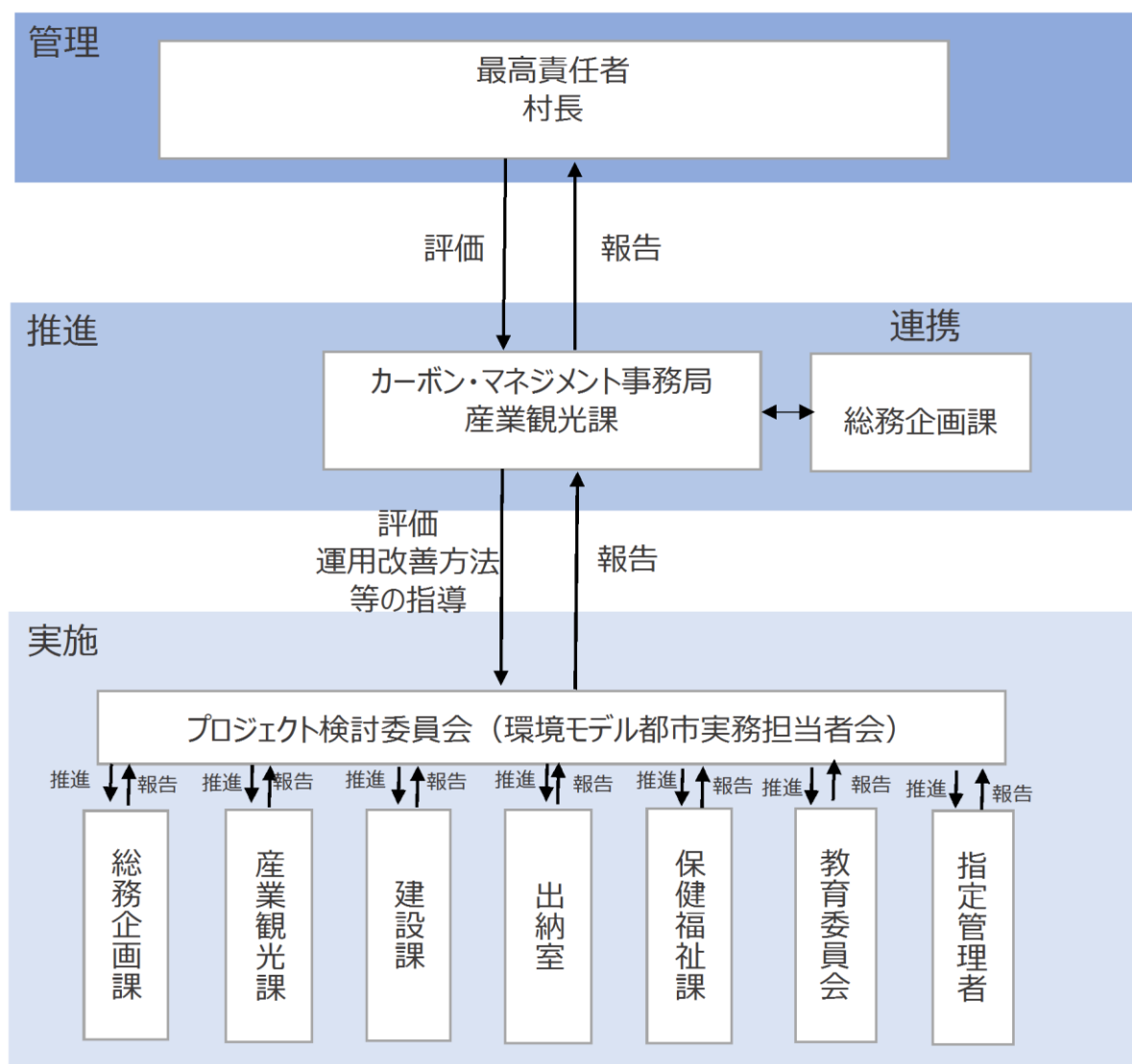


図- 5.1 西栗倉村カーボン・マネジメント体制



本計画の実効性を高めるため、管理部門（最高責任者）、推進部門（カーボン・マネジメント事務局）、実施部門（各課担当者）の役割を明確にするとともに、取組結果について課内において点検・評価、目標設定の見直し・検討等に努めるものとします。

表5.1 カーボン・マネジメント推進体制における役割

部門	責任者	役割
管理部門	最高責任者 （村長）	庁内のトップとして事務事業編で掲げる目標の達成に向けた計画の管理を行う
推進部門	事務局 産業観光課長	・事務局としてCO₂排出削減プロジェクトの推進を担い、定期的な村長への進捗報告及び各種取組を実施する部署からの進捗状況の報告を受ける。 ・プロジェクトの責任者は参事（産業観光課長兼務）が担い、各課の課長及び指定管理者に指示し、各施設におけるプロジェクトの推進を図る。 ・「西栗倉村公共施設等総合管理計画」の所管課である総務企画課とも連携しながら取組を推進する。
実施部門	実施責任者 （庁内各課） 環境モデル都市 実務担当者 （指定管理者） 施設管理責任者	・設定された目標値の達成に向けて各種取組を実施する。 ・実施状況及び進捗状況の報告を事務局に対して行う。



5.2 進捗管理

計画の進捗管理は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③評価（Check）、④改善（Action）の4段階を繰り返すことにより、継続的に管理するPDCAサイクルに基づいて管理を行います。

本計画の進捗管理では、計画見直しまでの5年間を対象としたPDCAと、1年単位で行う「（1）事務事業編の毎年のPDCA」、「（2）取組のPDCA」を行い、「多層的なPDCA」を行います（図-6.2）。PDCAの各段階における取組内容を以下に示します。

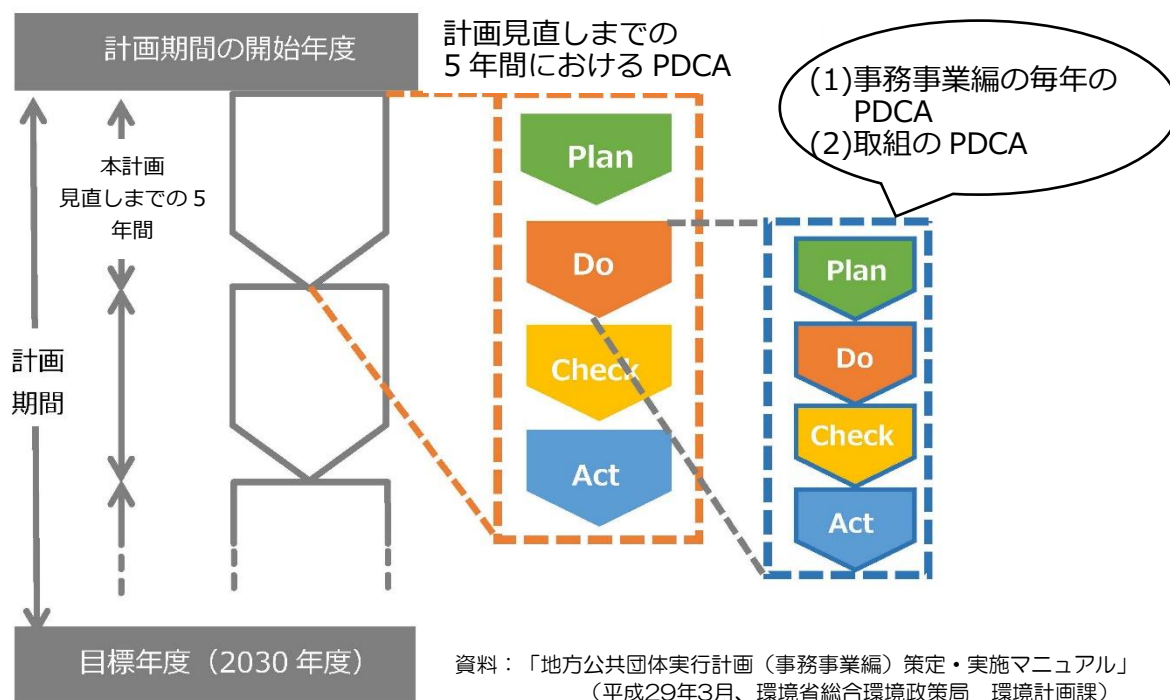


図-5.2 多層的なPDCAのイメージ

表-5.1 計画見直しまでの5年間を対象としたPDCAの各段階における取組

段階	取 組
計画（Plan）	・見直しにあたっての基本的事項の検討 ・基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握 ・「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討 ・目標達成に向けた具体的な取組の検討 ・進捗管理の仕組みの検討
実行（Do）	・（1）事務事業編の毎年のPDCA （2）取組のPDCA ※詳細は、次ページに示します。
評価（Check）	・計画見直しまでの実績の集計、達成状況の確認
改善（Action）	・計画改定の要・不要に係る検討、改定スケジュールの検討



（１）事務事業編の毎年の PDCA」、（２）取組の PDCA の内容を以下に示します。各課責任者がそれぞれの取組の進捗管理を行い、事務局が各課の報告をとりまとめるとともに、村長は最高責任者として、管理責任者として、進捗状況や次年度の取組の見直し・改善の確認を行います。

①計画（Plan）

（１）事務事業編の毎年の PDCA	（２）取組の PDCA
・事務局 PDCA スケジュールの各課推進員への周知 ・事務局 全職員への計画の周知	・各課責任者 施設ごとの取組、進捗管理方法の確認

②実行（Do）

（１）事務事業編の毎年の PDCA	（２）取組の PDCA
・事務局 地球温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進 ・事務局 各課推進員からの問合せ対応	・全職員 取組の実施 ・各課責任者 地球温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進 ・各課責任者 取組状況・エネルギー使用量の記録

③評価（Check）

（１）事務事業編の毎年の PDCA	（２）取組の PDCA
・事務局 取組状況・エネルギー使用量のとりまとめ ・プロジェクト推進委員会 取組状況・エネルギー使用量の評価	・各課責任者 とりまとめへの協力、推進委員会や環境委員会からの意見への対応 ・取組状況・エネルギー使用量の評価

④改善（Action）

（１）事務事業編の毎年の PDCA	（２）取組の PDCA
・プロジェクト推進委員会 次年度の取組の見直し・改善 ・村長 管理責任者として、進捗状況や次年度の取組の見直し・改善の確認 ・事務局 取組状況・エネルギー使用量の公表	・全職員 取組状況・エネルギー使用量の分析・評価の確認 ・各課責任者 取組の見直し方針の決定、次年度の取組の見直し・改善

上質な田舎へ



発 行：西栗倉村 産業観光課
〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石 2 番地
電話番号：0868-79-2111
ファックス：0868-79-2125